

令和8年度

ブロック塀等解体事業補助金

勝山市では、地震災害のブロック塀等の倒壊による事故被害の防止及び避難経路の安全確保のため、避難路に面する危険ブロック塀等の除去に必要な経費の一部を補助します。

ブロック塀等とは

コンクリートブロック塀、れんが造・石造等の組積造の塀

〔※擁壁等の他の用途を兼ねる基礎や門扉や門柱等の部分を除く。〕

避難路とは

市内の小学校や中学校の指定通学路のほか、国県市道

補助対象工事

1. 避難路に面する高さ80センチ以上の**危険ブロック塀等の除去**
2. 除去と同時に行う**県産木材を使用する塀の建替**

〔※危険ブロック塀等とは、「安全点検のチェックポイント」に基づく耐震診断の結果、危険と判断された塀を指す。
※解体及び撤去等の資格を有する市内業者が施工すること。〕

補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

1. 危険ブロック塀等の所有権を有する者
2. 市税の滞納のない者

〔※解体及び撤去等を行う資格を有する市内業者が施工すること。〕

補助金額

1. 除去 ⇒ **最大10万円** (補助率：除去工事費×2/3千円未満切捨)
2. 除去+建替 ⇒ **最大30万円** (補助率：(除去+建替工事費)×2/3千円未満切捨)

〔※対象工事費は8万円/m限度〕

募集期間

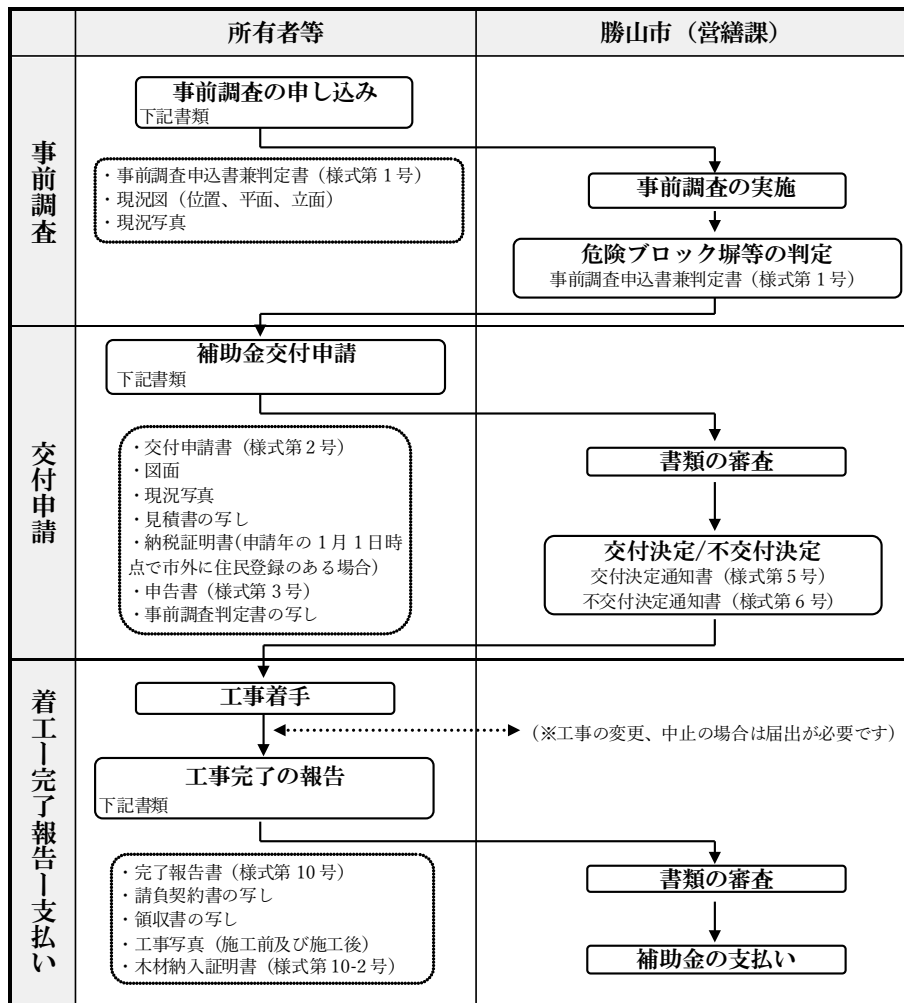
令和8年4月7日(火)～

〔※相談は随時受付しています。裏面の申請窓口までお問い合わせください。〕

注意事項

※着工前に申請してください。すでに着工している場合は補助金を交付できません。
※完了報告書は工事完了の日から30日以内または令和9年2月26日のいずれか早い日までに提出する必要がある。
※補助申請方法や制度内容の詳細については、裏面申請窓口までお問い合わせください。

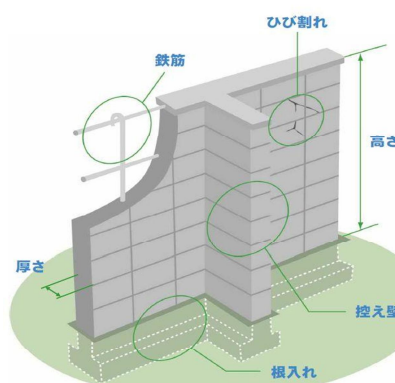
申請手続きの流れ



参考：安全点検のチェックリスト

ブロック塀等の点検のチェックポイント

国土交通省



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋は入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

＜専門家に相談しましょう＞

縦横造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震から家が守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

【申請・相談 窓口】

勝山市役所 営繕課 建築・住宅政策係
住所 勝山市元町1丁目1番1号
電話：0779-88-8128（直通）
E-mail:kenchiku@city.katsuyama.lg.jp

